

上川北部森林管理署立木公売公告の一部訂正について

令和5年10月10日

分任契約担当官

上川北部森林管理署長 白岩 誠

令和5年9月26日付け立木公売公告について、下記のとおり訂正します。

記

1. 別添2_特約事項2(分収造林)の内容について一部訂正(朱書のとおり)
2. 契約書等について、売買契約書(案)、売買代金明細書(売買契約書別紙)を追加

別添 2

特約事項 2（分収造林）

1 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

○号物件 ○. ○○%

△号物件 ○. ○○%

□号物件 ○. ○○%

2 当該入札物件の搬出支障木等が発生した場合は、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。

3 分収木の売払代金は、国及び分収造林契約者に分収金として払い込んでください。

4 代金の支払方法

（１） 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。

（２） 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の指定する振込金融機関の口座に払い込んでください。

この払い込みにかかる費用は買受人が負担してください。

5 売払立木の引き渡しは、買受人が代金を官収分・民収分（供託を含む。）すべて完納し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行います。
（官収分については、延納担保の提供を含む。）

6 個人情報の取扱い

（１） 上記 4（２）で知り得た分収造林契約者の振込金融機関の口座等個人情報については、振り込み終了後、一切の使用もしくは第三者に開示、漏洩しないください。

（２） 当個人情報についての廃棄に当たっては、シュレッダーにかけるなど適切な処理を行ってください。

別添 2

特約事項 2（分収造林）

1 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

13号物件 10.00%

2 当該入札物件の搬出支障木等が発生した場合は、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。

3 分収木の売払代金は、国及び分収造林契約者に分収金として払い込んでください。

4 代金の支払方法

（１） 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。

（２） 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の指定する振込金融機関の口座に払い込んでください。

この払い込みにかかる費用は買受人が負担してください。

5 売払立木の引き渡しは、買受人が代金を官収分・民収分（供託を含む。）すべて完納し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行います。

（官収分については、延納担保の提供を含む。）

6 個人情報の取扱い

（１） 上記 4（２）で知り得た分収造林契約者の振込金融機関の口座等個人情報については、振り込み終了後、一切の使用もしくは第三者に開示、漏洩しないください。

（２） 当個人情報についての廃棄に当たっては、シュレッダーにかけるなど適切な処理を行ってください。

【追加】

売買契約書(案)

売買物件の 所在場所	〇〇担当区部内			面積(ha) 〇〇. 〇〇
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)
	立 木	〇〇〇〇外〇〇種	〇,〇〇〇	〇〇〇. 〇〇
	内 訳 別紙「物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金		〇〇〇〇 円	
	うち消費税抜代金		〇〇〇〇 円	
	消費税(10%)		〇〇〇〇 円	
契約保証金	免除 円			
売買代金の分収額	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分収額	円	
うち消費税抜代金		円		
官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者			

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	〇〇〇〇 円	納付期限	令和〇年〇月〇日
		延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保 金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
		延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保 金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
		売買物件の 引渡方法	〇〇〇〇	売買物件の 引渡期間(期限)	〇〇〇〇 (概算の場合の最終期限)
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して〇〇〇日間 (期限 令和〇年〇月〇日)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別添のとおり				

※概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

※本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売渡人(甲) 分任契約担当官 〇〇森林管理署長 印
登録番号 T8000012050001

買受人(乙) 〇〇〇都道府県〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

【追加】

売買契約書(案)

※分収林(分収造林・分収育林・官公造林)

売買物件の 所在場所	〇〇担当区部内			面積(ha) 〇〇. 〇〇
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)
	立 木	〇〇〇〇外〇〇種	〇,〇〇〇	〇〇〇. 〇〇
	内 訳 別紙「物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金		〇〇〇〇 円	
	うち消費税抜代金		〇〇〇〇 円	
	消費税(10%)		〇〇〇〇 円	
契約保証金	免除 円			
売買代金の分収額	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分収額	円	
うち消費税抜代金		円		
官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者			

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	〇〇〇〇 円	納付期限	令和〇年〇月〇日
		延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保 金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
		延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保 金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
		売買物件の 引渡方法	〇〇〇〇	売買物件の 引渡期間(期限)	〇〇〇〇 (概算の場合の最終期限)
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して〇〇〇日間 (期限 令和〇年〇月〇日)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別添のとおり 売買代金の明細は別紙「売買代金明細書」のとおり				

※概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

※本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売渡人(甲) 分任契約担当官 〇〇森林管理署長 印
登録番号 T8000012050001

買受人(乙) 〇〇〇都道府県〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

【追加】

(売買契約書別紙)

売買代金明細書

〇〇 〇〇あて

T8000012050001
〇〇森林管理署

契約年月日 令和 年 月 日
契約番号
売買物件の所在場所

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額（10％）

うち適格請求書（インボイス）	税込金額	うち消費税額（10％）
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額（10％）
①官収分		—
②民収分 （適格請求書発行事業者分）		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額（10％）
③民収分		—
小計		